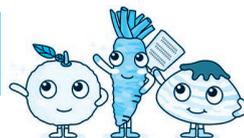


障がいのある方や、障がい児を監護または養育している方へ 制度のご案内



【特別障害者手当・障害児福祉手当】

在宅であって、著しく重度の障がいがあるために、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。

手当	対象者	対象となる障がい	手当の額	申請に必要な書類	注意事項
特別障害者手当	著しく重度の障がいがあるため、日常生活で 常時特別の介護 を必要とする、20歳以上の方	肢体障がい 心臓障がい 腎臓障がい 呼吸器障がい	月額 27,350円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 本人の年金等の収入金額を確認できるもの 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	施設（有料老人ホーム等は除く）に入所している場合や、病院等に継続して3カ月以上入院している場合は、支給されません。
障害児福祉手当	重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする、20歳未満の方	精神障がい等	月額 14,880円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	施設に入所している場合や、障がいを事由とする年金などを受給している場合は、支給されません。

【特別児童扶養手当】

対象障がい児（20歳未満）を、監護・養育している父母または養育者に支給されます。

対象障がい児		手当の額	申請に必要な書類	注意事項
1級	概ね、身体障害者手帳1・2級の一部、療育手帳Aに相当する児童 その他、診断書で上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童（血液・代謝疾患等の内部疾患、精神障がい等）	月額 52,500円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 本人と対象児の戸籍謄本または抄本 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	対象児童が施設に入所している場合や、対象児童が障がいを事由とする年金を受給している場合は、支給されません。
2級	概ね、身体障害者手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部に相当する児童 その他、診断書で上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童（血液・代謝疾患等の内部疾患、精神障がい等）	月額 34,970円	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	

《その他》 ○手当額については、改定される場合があります。（記載は、令和3年度の手当額）

○支給にあたっては、所得制限があります。

4月1日から、特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当に係る「眼の障がい」の認定基準が一部改正されます

○良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、認定基準が「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」へ変更されます。

○視野障がいの認定基準には、ゴールドマン型視野計のほか、自動視野計に基づく認定基準が規定されます。

○特別児童扶養手当については、自動視野計の導入に伴い、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行うとともに、視野障がいをより総合的に評価できるよう、視野障がいについても1級の認定基準が規定されます。

○特別障害者手当については、2つの障がいで認定する場合の認定基準に視野障がい追加されます。また、3つの障がいで認定する場合の認定基準のうち、視野障がいの基準が改正されます。

※視覚障がい（視力障がいおよび視野障がい）のみでは該当となりません。

※2つの障がいで認定する場合とは、例えば、視覚障がい（視力障がいおよび視野障がい）以外に身体または精神の障がいがある場合です。視力障がいと視野障がいのみでは該当となりません。

※3つの障がいで認定する場合とは、例えば、視覚障がい（視力障がいおよび視野障がい）以外に身体または精神の障がいがある場合です。なお、視力障がいと視野障がいがある場合には、身体または精神の障がいがある場合に、該当となる可能性があります。

☆今回の改正によって、これまで該当となっていた方が、非該当となることはありません。

☆現在、特別児童扶養手当の視覚障がい2級認定を受けている方は、等級が上がる可能性がありますので、ご相談ください。

☆その他、各手当について、詳しくは下記まで問い合わせください。

【問い合わせ先】 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 ☎ FAX 31-8120
 美都総合支所地域振興課 ☎ 52-2312 ☎ FAX 52-2190
 匹見総合支所地域振興課 ☎ 56-0302 ☎ FAX 56-0362